

資料 5. 救援委員会構成団体所属の専門家による福島県警戒区域内での作業実施について（説明）

平成 24 年 8 月 1 日

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会
構成団体各位

救援委員会委員長 亀井伸雄

救援委員会構成団体所属の専門家による 福島県警戒区域内での作業実施について（説明）

去る 7 月 20 日（金）に東京文化財研究所地下会議室で開催された第 5 回救援委員会全体会議において、標記の内容について出席者各位に対して事務局から説明を申し上げ、「救援委員会として福島県に設定された警戒区域内での文化財救出作業を行う」という趣旨について、ご理解を頂きました。ただし、これについては救援委員会の決議とはせず、各団体において検討し、個別に警戒区域への専門家派遣を行うかどうかのご判断をいただく、ということになりました。そのための資料として、以下の文章を作成いたしましたので、ご参照ください。

【昨年末に確認された救援委員会としての方針】

昨年 3 月 11 日の震災発生に伴う福島第 1 原子力発電所の事故により、警戒区域内への立ち入りが制限されています。このため、放射能の影響が及んでいると考えられる地域における救援活動については、11 月 7 日には救援委員会構成団体に所属する理化学専門家と専門家を派遣する立場のマネジメント担当者を対象に、実際に人を派遣する場合の“基準”について一定の方針を確認することを目的とした専門会議「文化財レスキューにおける放射能への対処について」を開催するなど、慎重に検討を重ねてきました。

救援委員会事務局としては、救援委員会構成団体の専門家に現場へ行っていただくことについて、

- 1) 労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の規定に基づき労働者の放射線業務に関する管理区域や作業区域における線量の限度、被爆の限度などを定めた「電離放射線障害防止規則（電離則）」に拠った場合、任意団体としての救援委員会が派遣依頼を出す状況では、規則に定める定期的な健康診断等の責任を負えない、との立場から当面警戒区域内へは救援委員会活動として人員の派遣はできない。
- 2) また、区域外であっても作業範囲での線量計測を欠かさず行い、作業者の安全を確保しながら進める原則である。

という考えを固め、12 月 12 日の第 3 回救援委員会全体会議に報告し、了承を得ています。

これらの議論はもちろん福島県の方々に対しては大変に申し訳のないやりとりでありましたが、ご

理解をいただき、福島県としては警戒区域からの文化財の持ち出しについては県及び当該区域の町の公務員によって行うという方針を出されていたところでした。

【今回、警戒区域内立ち入りに至った経緯】

3月19日に開催した第4回全体会議においても、本件については特に変更はありませんでしたが、福島県においては、平成24年度から開始される文化庁の新規助成事業「被災ミュージアム再興事業」への申請に向けての準備が行われていました。

福島県における事業の概要は、警戒区域内に所在する大熊町、富岡町、双葉町、楡葉町の4町を対象として、各町の歴史民俗資料館から所蔵の文化財を搬出し、相馬市所在の旧県立相馬女子高校は一時保管し、その後白河市所在の福岡県文化財センター白河館(まほろん)にプレハブの臨時収蔵施設を建設、同館を中心に展示公開を行って、長期避難生活を強いられている各町住民の絆としての役割を果たそうとするものです。

各町では、もともと資料館の文化財を安全な場所へ搬出したいという希望がありましたので、町単独による、あるいは県と町との合同による資料館への立ち入り調査が実施されるようになり、次第に資料館周辺と内部の放射線量の状況が分かってきました。それによると、資料館外部では4マイクロシーベルト(μ Sv/h)や10マイクロシーベルトという比較的高い空間線量を検知するものの、資料館内部では0.2マイクロシーベルトという低い線量であり、表面汚染測定器(GMサーベイメータ)で測定した文化財表面の放射性同位体による汚染密度は100~200cpmという低い値を示している、ということでした。

先に救援委員会として固めた方針は、労働者の放射線業務に関する「電離放射線障害防止規則(電離則)」を根拠としたものでした。その後規定された東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年12月22日厚生労働省令第152号)「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)」では、適用される業務を「除染等業務」と一定の線量を超える地域の「除染以外の業務(特定線量下業務)」と分けています。私たちの文化財レスキュー活動は、もちろん「除染以外の業務」に該当するのですが、そこで規定されている一定の線量は2.5マイクロシーベルトを超えるというものであり、報告された各町の資料館での救出活動は、この規定が言う「特定線量下業務」にも該当しないことが分かってきました。

各町においては、現在全ての住民が県内外に分散避難し、町役場も各地に臨時的庁舎を構えています。文化財を所管する教育委員会の担当者も、仮設住宅等の対応に逐われ、多忙な毎日を送っていますが、その中でも町内に残された文化財のことは常に気になっているところです。幸い、各町の資料館はいずれも堅牢な造りで、被ばく線量も極めて低い、安全な数値を示しています。他方、各町に住民が戻り、地域の生活が復興するにはまだ相当の年月を要するものと想定されています。このため、各町においてはいずれもなるべく早くに、時間のやり繰りをして歴史民俗資料館からの文化財救出を実施したいと切望しています。

もちろん、現場の放射線量が低いことは分かっているものの、まとまった量の文化財が搬出され、

旧相馬女子高校、さらには白河館(まほろん)へ移送され保管されるとなったとき、それらが搬入された地域の住民がどのような感情を持つのかということについては、十分な注意が必要であると考えられます。このため、各町資料館では文化財一点ごとの正確な線量計測が必要になります。作業現場は住民退去後 1 年以上の時間が経過し、館内空調が停止してカビの発生などが懸念され、資料の取り扱いにも注意が必要です。

救援委員会事務局としては、5 月以来福島県への出張を繰り返し実施し、県庁での情報交換、白河館(まほろん)及び旧相馬女子高校の視察、県立博物館での意見交換等を実施してきました。その結果、これらの作業内容を考慮したとき、現状の県内の人員だけでは搬出作業の実施は困難である、との結論に達しました。

そこで、上記放射線量の現状も勘案し、救援委員会による専門家派遣の可能性について考慮するに至りました。作業対象地域としては上記 4 町の他に浪江町役場に付属する書庫に保管される資料も含まれます。この場所も周辺は 0.4 マイクロシーベルト、内部は 0.19 シーベルトである、とのことです。現在福島県が救援委員会に示しているレスキュー活動の対象地は以上 4 町の資料館と 1 町の役場書庫という町の公的施設であり、所有者が帰宅して立ち会うことが前提となる個人住宅は対象となっておりません。この 5 町の作業は 2 日間の梱包作業と 2 日目午後の旧相馬女子高校への搬出を繰り返し実施することが基本になりますが、一度に資料館内の文化財全てを搬出することは困難であり、およそ 2 巡の出動が必要であると考えられます。

一方、前記被災ミュージアム再興事業の日程としては、11 月中には白河館(まほろん)でのプレハブ建設と旧相馬女子高校からの移送を予定しています。このため 8 月上旬から作業に着手し、途中お盆の休みを挟んで 8 月下旬に作業を再開、10 月までの間に各町の都合と人員の配置をやり繰りして進めて行く計画を立てました。そして、最初の第 1 週(8 月 1 日、2 日)に富岡町・大熊町、第 2 週(8 月 7 日、9 日)に双葉町での作業実施を決め、この 2 週については事務局担当が自ら人員を派遣することとし、東京文化財研究所・東京国立博物館それぞれ検討した結果、第 1 週東文研 5 名・東博 1 名、第 2 週東博 3 名の人員を充てることにしました。ただし、この段階では旧相馬女子高校の除湿器購入等の環境整備が間に合わず、相馬市への搬出は行わないことになりました。

8 月下旬に富岡・大熊・双葉の 3 町からの文化財搬出を皮切りに、以後再び警戒区域各町での作業を実施いたします。

この 8 月下旬以降の警戒区域内立ち入り作業、及び旧相馬女子高校での作業について、救援委員会構成各団体からの専門家派遣をお願いしたいと思います。

【警戒区域立ち入り作業実施のための確認事項】

救援委員会構成団体から警戒区域内へ専門家を派遣するにあたっては、前記のように搬出作業を行う現場の放射線量は極めて低いと認識されていますが、何と云ってもいまだに「警戒区域」とされている場所ですので、救援委員会としては以下の内容を確認事項としてお示しいたします。

1) **年齢と性別の制限**：作業実施の現場は放射線量が低いことが確認されていますが、通行す

る場所によっては若干高い場合もあります。今回の作業においては、派遣者の年齢の目安を50歳以上とします。この年齢条件において、性別の制限はしないこととします。

- 2) **派遣の決定**：各団体においては、個々の責任で派遣を決定してください。「除染電離則」が定める放射線量環境での作業ではありませんが、従業員の健康管理については、個々の責任で行ってください。
- 3) **事前の調整**：福島県教委・当該の町・救援委員会事務局によって打合せを行い、作業日程と作業内容を決めます。これに照らして、救援委員会事務局から各団体に専門家の派遣が可能かどうかの打診をします。
- 4) **派遣依頼**：派遣者が決まったところで、当該の町から各団体に対して派遣依頼の手続きを行います。救援委員会からの派遣依頼手続きはしません。
- 5) **作業者の登録**：警戒区域への立ち入りは、人員の登録が必要です。登録は作業を当該の町が一括して行います。なお、作業日まで1週間を切った時点での登録はできません。
- 6) **旅費の負担**：旅費については、①可能であれば各団体の経費での負担をご検討ください。②それが困難な場合は、(福島県警戒区域への派遣に限って)文化財保護・芸術研究助成財団からの助成金を使用して救援委員会から支出します。
- 7) **作業マニュアルの徹底**：東京文化財研究所保存修復科学センターを中心にまとめた作業マニュアルを携帯し、それに従って作業を行っていただきます。
- 8) **作業計画の実施**：福島県教委・当該の町・救援委員会事務局の調整によって作成した作業計画に基づき、作業をしていただきます。
- 9) **放射線量測定の徹底**：作業実施にあたっては、作業場所及び搬出する文化財の放射線量測定と記録を徹底します。また、救援委員会構成団体から派遣される専門家には、救援委員会からガラスバッジ(個人被爆モニタ用の線量計)を貸与します。
- 10) **作業の期間**：1週間を単位として、原則1町について毎回2日間の作業を行います。8月下旬以降は、梱包作業から搬出作業までを一度に実施します。予定では10月途中まで継続的に作業を実施します。
- 11) **宿泊地と作業の経路**：警戒区域への立ち入りは、北側の相双保険福祉事務所又は南側のJヴィレッジの2カ所に限定されています。現在、旧相馬女子高校が所在する相馬市での宿泊場所確保が困難なため、Jヴィレッジに近接するいわき市に宿を取り、各町へ通い、最終日(2日目)の午後に北側から出て旧相馬女子高校に文化財を運び込みます。

【旧相馬女子高校での整理作業】

警戒区域から搬出した文化財は、まず相馬市の旧相馬女子高校で保管されます。ここでの作業は以下の内容になります。

- 1) 福島県文化財センター白河館(まほろん)へ移動するまでの一時保管。
- 2) 文化財の整理とリスト作成。
- 3) 放射線量の測定(放射線量が基準内であることの確認)。

4) カビが発生している資料についてはクリーニング作業を実施。

救出活動を予定している各町資料館は内部の電源が切れており、現場でカビの発生状態を詳細に調べながら搬出することは困難です。このため、旧相馬女子高校へ運び込んだ文化財を観察し、クリーニング作業を行います。場合によっては燻蒸作業を実施します

以上の旧相馬女子高校での作業実施にあたっては、県教委・各町・救援委員会事務局が相談して日程と作業内容を決め、作業人員の確保に努めます。この旧相馬女子高校の作業からは、被災ミュージアム再興事業によって行われますので、救援委員会構成団体からの専門家派遣を必要とした場合には、県教委から派遣依頼が発行され、旅費は県教委が負担します。放射線量としては問題のない地域への派遣です。

ただし、相馬市での宿泊場所の確保が困難であるため、作業者は毎日福島市から車で現地へ通うことになると想定されています。

以上